

業務指示書

プロジェクト研究「開発途上国における交通安全への取組み」

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年7月15日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年7月20日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：開発途上国における交通安全に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／交通安全計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：交通安全計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国／全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 交通安全課題分析】

- 1) 類似業務の経験：交通安全分析に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国／全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年7月24日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項の見積り記の留意事項、分けて見積って下さい。

「第3 業務実施上の条件 4. 見積り上の留意事項」に示す以下の直接経費

現地業務に係る以下の直接経費は現地調査対象国が確定した段階でコンサルタントが見積もりと共に提案を行い、JICAとの合意に基づく契約変更により対応することとする。

①旅費(航空運賃、日当、宿泊費)②一般業務費(一般備人費、特殊備人費、ICカード運賃、賃料借料、施設・機材保守管理費、消耗品費、旅費・交通費、通信・運搬費、資料等作成費水道光熱費、雑費)③機材費④再委託費

※ ただし、国内業務に係る直接経費、成果品作成費、現地業務及び国内業務に係る直接人件費・その他原課・一般管理費等は本見積りとする。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(1 = 円 , US\$1 = 123.96 円 , EUR1 = 135.33円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/交通安全計画
交通安全課題分析

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.09 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年8月11日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・ 契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・ 以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

① コンサルタント等の法人としての経験・能力

② 業務の実施方針等

③ 業務従事予定者の経験・能力

④ 若手育成加点*

⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・ 基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
プロジェクト研究「開発途上国における交通安全への取組み」

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／交通安全計画	(34.00)	()
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力：交通安全課題分析	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

全世界で毎年約130万人が交通事故により死亡しており、5000万人以上が負傷している（WHO推計）。この傾向が継続すれば、2020年には年間190万人、2030年には年間360万人が交通事故で死亡するとの推計値も出されており、交通事故が3大感染症（マラリア、結核、HIV/AIDS）を超える死亡原因となるとも予測されている。

このような状況を受け、国連は2011年から2020年を「交通安全のための行動の10年 2011-2020（UN Decade of Action for Road Safety 2011-2020）」（国連総会決議64/255号、以下「国連決議」）と宣言し、2020年の推計死者数190万人を90万人に抑制することを数値目標に掲げてキャンペーンを行っている。またこれを受けWHOが「グローバル・プラン」を策定し、交通安全のための施策をとりまとめている。

我が国では1970年代の第一次交通戦争、1980年代の第二次交通戦争の時代に交通安全対策基本法の制定や、これを受けた各種交通安全対策の実施、交通安全施設の整備等を進めたことにより、ピーク時は年間交通事故死者数16,765人であったもの（1970年）から、2014年は4,113人にまで低減している。

一般に、経済成長によりモータリゼーションが進み、車両台数が増加することによって交通事故は増加する。開発途上国においても同様の傾向があり、急増する交通事故に対して、国連決議も受けて各国で様々な施策が行われつつあるが、いまだ対策が十分であるとは言えない状況にある。これからの10年間で全世界の車両保有台数は倍増するとの予測もあり、その多くは成長する途上国におけるものである。

JICAはこれまで交通安全に特化した協力としては、ベトナムの「ハノイ交通安全人材育成プロジェクト」を実施した（2006～2009）ほか、課題別研修「交通警察行政」（2014～2016）を実施している。都市開発や道路交通に関連したマスタープラン策定の過程において交通安全対策を検討しているものもあり、また、資金協力により数多くの道路建設や交差点改良、信号整備等に協力してきているが、多くの計画・設計段階における交通事故防止への配慮は一般的なものとどまる。

2. 業務の目的

上記のような背景のもと、JICAは本調査の一環として交通安全対策の動向を把握するための勉強会を開催し、交通安全に関する知識・情報の蓄積を図るとともに、外部組織・有識者等との意見交換を通じて、今後のJICA事業に対する

交通安全のあり方について検討を行うために、本業務を実施する。また、海外事例調査を実施し、プロジェクト（パイロットプロジェクトや研修など）の形成に資する情報を得るとともに、途上国政府からのヒアリングを通じて、途上国の実情に応じた実施可能な交通安全のあり方について検討を行う。

3. 業務対象地域

本調査は日本国内での調査と海外での事例調査から構成する。海外での事例調査については、今後の JICA 事業に対する交通安全のあり方を検討するうえで必要な情報収集、課題分析ならびにプロジェクトの形成を目的に2回（アジア地域想定）程度を想定している。プロポーザルにて海外事例調査に関する初期案としての計画・方法について提案すること。

4. 業務の範囲

本調査は、開発途上国における交通事故被害の低減に寄与すべく、今後の JICA 事業に対する交通安全のあり方、交通安全配慮の方向性の検討を行うものである。コンサルタントは「2. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」及び「6. 業務の内容」に示す調査を実施し、調査の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部へ説明・協議を行うものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 対象とする交通安全の範囲について

本調査で対象とする交通安全は、「道路交通」に関するものとし、その他の交通（航空、海上、鉄道）は含めない。

(2) 交通安全対策の把握・分析の手法

交通安全対策は非常に広範囲に及ぶ分野・項目・組織等により取り組みがなされているものである。本調査を通じて、それらのいずれについて JICA が今後取り組むべきかを検討することを想定しており、様々な交通安全対策を整理し検討するための手法を本調査の早い段階にて定める必要がある。例えば国連決議「グローバル・プラン」においては、「交通安全マネジメント」「安全な道路とモビリティ」「安全な車」「安全な道路利用者」「事故発生後の対応」を五つの柱として掲げている。また、我が国の第9次交通安全基本計画においては、施策を①道路交通環境の整備、②交通安全思想の普及徹底、③安全運転の確保、④車両の安全性の確保、⑤道路交通秩序の維持、⑥救助・救急活動の充実、⑦損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進、⑧研究開発及び調査研究の充実、の8項目に分けて掲げている。本調査においては、効率的に交通

安全対策を把握し、焦点を絞りつつ分析・検討することが必要であり、調査を進めるにあたり可能と思われる交通安全対策の分類の方法あるいは分析の軸の初期案について、プロポーザルにて提案を行うこと。

(3) 国の発展段階や交通安全対策の進捗状況等に応じた協力の方針検討

一般に、経済成長によりモータリゼーションが進み、車両台数が増加することによって交通事故は増加する。一方、先進国においては、交通安全施策にかけられる予算が確保されることにより、交通事故件数が低減するという傾向も見られる。

また、国により交通安全対策の進捗状況が異なり、日本の経験をそのまま活かすことができないことも容易に想定される。車両（四輪・三輪・二輪）の普及状況、幼年層への交通安全教育を進める上で課題となりうる識字率の違いなど、国によって異なる様々な要素もある。

このような国の状況の違いについて、JICA 以外の組織で取り組まれている既存の調査・研究成果を積極的に活用し、開発途上国の特性を可能な限り踏まえた調査を行うこととする。全ての開発途上国に関し分析・検討を深めることは現実的に困難であるものの、例えばいくつかタイプ分けを行う、あるいは分析の焦点や対象をある程度絞り、課題整理を行うことも考えられる。

(4) 我が国の技術適用可能性の検討

自動車の安全技術は、エアバッグや ABS (Anti-lock Brake System) の装備など物理的なものから、現在では高度化されたモビリティマネジメントを行う ITS (Intelligent Transport Systems) の領域における研究開発が進んでいる。我が国の ITS 技術は海外展開向けパッケージ型インフラとしても期待されているものである。本調査においては、我が国企業が技術的優位性を有する ITS についてその動向を踏まえ、JICA の今後の協力における活用の可能性について検討を行う。

(5) 実施体制

本調査では JICA 社会基盤・平和構築部に事務局を設置する。また、本契約によるコンサルタントの他、交通安全の各分野における外部の専門家・有識者等から構成される研究会を設置し、調査内容を吟味すべく報告書作成時等に研究会を開催する予定である（2015 年度のうちに 3 回程度開催を想定）。同時に、交通安全に関する知識・情報の蓄積を図るため、外部の講師を招いての勉強会を開催する予定である（2015 年度のうちに 8 回程度開催を想定）。研究会、勉強会は行政機関、関連学会、業界団体、ドナー等組織からの協力を得て実施す

る予定である。本調査の実施にあたり、コンサルタントは研究会等において調査方針、報告書案、調査結果等について説明・報告し、研究会からの助言を踏まえ、JICAの指示に基づき必要な対応を行う。

(6) プロポーザルにて提案する事項

以下の事項については、所定の条件、状況を踏まえて実施手法についてプロポーザルにて提案すること。

ア 交通安全対策に関する文献調査の対象・方法

イ 開発途上国における交通安全に関するデータの入手・確認方法

ウ 交通安全のあり方、交通安全配慮の方向性の検討を行っていく際に可能と思われる交通安全対策の分類の方法あるいは分析の軸の初期案(上記5.(1)参照)

エ 事例調査の対象国、調査項目の初期案(上記3.参照)

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

調査実施の基本方針、方法、項目、作業計画等をインセプション・レポートとして取りまとめ、JICA 社会基盤・平和構築部に提出する。

(2) 交通安全に関する一般的状況の把握のための資料整理、分析

交通安全に関する国内外の一般的な状況について、情報収集・整理、分析を行う。以下の項目を含めること。

- 1) 国連決議に関連した国際機関、地域機関、各国の動き
- 2) 我が国の交通安全対策に係る取り組みと経験
- 3) 途上国における交通安全対策の現状

(3) 調査手法の具体的検討

上記「5. 調査実施方針及び留意事項(2)交通安全対策の把握・分析の手法」に記載のとおり、本調査では効率的に交通安全対策を把握し、焦点を絞りつつ分析・検討する必要があるため、プロポーザルにて提案する分類の方法あるいは分析の軸の初期案について調査開始後に検討を加え、JICA、また必要に応じ外部の専門家・有識者等に説明・協議し、具体的なものとする。

(4) JICAの交通安全に関する協力の整理

JICAでは、「1. 調査の背景」に記したベトナム「ハノイ交通安全人材育成プロジェクト」や課題別研修「交通警察行政」のほかにも、以下のような事業

を実施しており、これらは交通安全に資する協力として実績に挙げることが可能である。

<例>

- ・ウガンダ「カンパラ市内交通事情改善計画」（2005年、2006年無償資金協力）：ラウンドアバウトの交差点化および信号機設置他
- ・エジプト「救急車両整備計画」（2004年無償資金協力）：救急車・装備品供与
- ・イラク「救急医療マネジメントシステム整備プロジェクト」（2006年～2008年技術協力プロジェクト）：政策決定者レベルに対し、救急医療サービスの枠組み検討ならびに患者の医療機関への搬送前後のマネジメント向上のための研修（本邦）を行ったもの
- ・「フィリピン道路交通訓練センター（TTC）プロジェクト」1977年～1984年プロジェクト方式技術協力、「交通研究センタープロジェクト」1992年～1997年プロジェクト方式技術協力、「交通研究センタープロジェクトフォローアップ協力」1997年～1999年：交通工学・計画の人材育成により、交通事故分析の改善策の政策提言等を行える能力が蓄積されている
- ・その他、有償資金協力による道路整備において交通安全施設を整備したものの多数
- ・都市や交通に関連したマスタープラン策定の過程において交通安全対策を検討しているもの

このような交通安全に資する過去の協力実績の抽出についてはJICAにて行うが、コンサルタントは抽出した情報の整理に協力する。また、有償資金協力による道路整備の計画・設計段階で具体的に交通安全対策についてどのような検討を行っているかを可能な範囲で把握し、整理する。

（5）勉強会の開催支援

交通安全に関してJICAの協力の実績が少ないことから、外部から講師を招きJICA内で以下のような内容をテーマに勉強会を開催することを検討している。

- 1) 他ドナーの動向（WHO、世銀、ADB等）
- 2) 我が国の取り組み（国土交通省、警察庁等）
- 3) 途上国の取り組み（国際交通安全学会等）
- 4) 道路アセスメントの手法（iRAP¹）
- 5) 交通安全対策による経済効果・便益分析（内閣府等）

¹ The International Road Assessment Programme：国際道路アセスメントプログラム

6) 日本の交通安全対策技術（日本自動車工業会、日本交通管理技術協会等）
これらの勉強会の運営は JICA が行うが、コンサルタントは事前・事後の講師等との打ち合わせへの同席や勉強会を通じて得られる情報・資料等の整理を行う。

（6）海外事例調査の実施

交通安全に関する状況把握のための資料・データ収集や、今後の JICA 事業に対する交通安全配慮適用の方向性を検討するうえで必要となる海外の状況調査を実施する。

特に、今後の JICA 事業に対する交通安全配慮の方向性を検討する過程において、下記（7）に例示した今後の協力メニュー案を考察するためには、日本側の一方的な考えとせずに開発途上国で交通安全対策に携わる様々なアクターの意向を踏まえることが重要である。このため、調査を進める中で適当と思われる開発途上国を選定し、当該国政府や関係組織にヒアリングを行い、JICA の協力の方向性について協議を行うものとする。

具体的には以下を実施する。

（国内準備）

ア 事例調査の対象国の確定

イ 対象国に係る交通安全の具体的な取組状況の把握・整理

ウ 下記（7）記載の JICA の今後の協力の方向性に関し、対象国について考え得る協力のメニューを仮説として提案

エ 現地調査計画、調査項目の検討、質問票の作成

（現地調査）

オ 文献調査で把握しきれない情報・データの収集

カ 対象国の関係組織（内務関連、警察、公共事業関連、保健関連等）へのインタビュー

キ 対象国のニーズや制約条件、課題などの整理、及びこれらについての対象国の交通安全主務官庁・組織との意見交換実施

ク 上記キの意見交換を踏まえた今後の JICA 事業への交通安全配慮適用への教訓・留意点の抽出

（7）今後の JICA 事業への交通安全配慮の方向性検討

資料整理、分析や JICA の交通安全に関する協力の整理、勉強会、海外事例調査などを踏まえ、JICA が今後各種の事業を実施していくうえで交通安全に関し配慮すべき事項の方向性や課題について検討する。

考えられる協力のメニューとしては、以下のようなものが想定されるが、開

発途上国の状況や日本の協カリソースの状況なども勘案しつつ、現実的に取り組みが可能なものを提案する。

- 都市計画・地区計画などまちづくりのレベルで交通安全を配慮した計画を策定
- 資金協力による道路整備案件における計画・設計時の交通安全施設の整備の検討
- 本邦研修の内容充実化（道路整備や都市交通計画に関する研修に交通安全配慮に関するモジュールを導入するなど）
- 交通安全対策に特化した技術協力プロジェクトを実施する時の協力パッケージ案の形成
- 上記（6）海外事例調査などを踏まえた具体的なパイロットプロジェクト等案件形成の案

（8）研究会開催支援

JICA は学識経験者や専門の組織等からなる研究会を開催する。同研究会における出席者との意見交換を踏まえ、今後の JICA の交通安全への取り組みに関する課題や方向性、具体的な協力案を整理する。コンサルタントは同研究会において、業務の方針や、分析・検討結果、提案等についての説明・報告を行うとともに、会議実施に係る支援を行う。

なお、現段階では以下のテーマで開催することを検討している。いずれも 2015 年度内に開催することを想定している。

第 1 回「交通安全の一般的な状況と課題について」

第 2 回「JICA や他ドナーの交通安全に関する協力のレビュー」

第 3 回「JICA 事業への交通安全配慮のあり方、今後の検討課題」

（9）結論の取りまとめ

上記（7）、（8）を踏まえ、今後の JICA 事業への交通安全配慮の方向性、具体的な協力案について最終的な結論を取りまとめる。

（10）ドラフト・ファイナル・レポートの作成・説明・協議

本業務の成果をドラフト・ファイナル・レポートとしてとりまとめ、JICA 社会基盤・平和構築部に説明し、了承を得る。

（11）ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する JICA 側からのコメントを受けて修

正等を行い、ファイナル・レポートとしてとりまとめる。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。なお、本契約における成果品はエ. ファイナル・レポートとする。

ア. インセプション・レポート

- ①記載事項：調査の基本方針・方法・項目・作業計画等の調査実施計画
- ②提出時期：調査開始時
- ③部数：和文3部、電子データ

イ. インテリム・レポート

- ①記載事項：開催された勉強会を通じて得られた情報の整理、第1回～第3回研究会に向けた検討用資料
- ②提出時期：勉強会、研究会の開催に合わせて（勉強会資料は複数回分をまとめることも可とする）
- ③部数：和文3部、電子データ

ウ. ドラフト・ファイナル・レポート

- ①記載事項：調査の全体成果
- ②提出時期：2016年1月下旬
- ③部数：和文20部、和文要約20部、英文要約20部、電子データ

エ. ファイナル・レポート

- ①記載事項：調査の全体成果
- ②提出時期：ドラフト・ファイナル・レポートに対するJICA側からのコメント受理後1ヶ月以内
- ③部数：和文20部、和文要約20部、英文要約20部、CD-R3部

(2) 業務報告書

JICAの規定により調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を、翌月の15日までにJICAに提出する。

(3) 収集資料

本調査において収集した資料及びデータを分野別に整理してリストを付した上でJICAに提出する。

(4) その他提出物

ア. 議事録等

イ. その他

以上の他、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(5) 成果品等作成上の留意点

①ファイナル・レポート以外の報告書及び業務実施報告書についての作成仕様は、簡易製本とする。

②ファイナル・レポートの印刷仕様、ファイナル・レポート以外の報告書及び業務実施報告書の簡易製本仕様はJICA「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に従うものとする。

③調査報告書作成にあたっては次の点に留意すること。

・各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文については十分なチェックを行い、読みやすいものとする。

・各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。

・調査報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。

(6) その他の報告書類

ア. 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文 5 部（簡易製本）

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

調査は2015年8月中旬より開始し、2016年3月下旬の終了を想定している。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目安

合計 5.09M/M（現地業務1.34M/M 国内業務3.75M/M）

（2）業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

- 1) 総括／交通安全計画（2号）
- 2) 交通安全課題分析（3号）

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 配布／貸与資料及び閲覧資料

・以下の報告書が JICA 図書館ポータルサイトから閲覧可能

「ベトナム社会主義共和国 ハノイ交通安全育成プロジェクト終了時評価調査報告書」

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000004201>

・以下の資料が JICA 事業評価のページで閲覧可能

「ベトナム社会主義共和国 ハノイ交通安全人材育成プロジェクト事前評価表」

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2006_0601768_1_s.pdf

「ベトナム社会主義共和国 ハノイ交通安全人材育成プロジェクト終了時評価調査結果要約表」

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_0601768_3_s.pdf

4. 見積り上の留意事項

現地業務に係る以下の直接経費は現地調査対象国が確定した段階でコンサルタントが見積もりと共に提案を行い、JICA との合意に基づく契約変更

により対応することとする。

- ①旅費（航空運賃、日当、宿泊費）
- ②一般業務費（一般傭人費、特殊傭人費、車両関連費、賃料借料、施設・機材保守管理費、消耗品費、旅費・交通費、通信・運搬費、資料等作成費水道光熱費、雑費）
- ③機材費
- ④再委託費

※ ただし、国内業務に係る直接経費、成果品作成費、現地業務及び国内業務に係る直接人件費・その他原課・一般管理費等は本見積りとする。

5. その他留意事項

（1）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

（2）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

